

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県教育委員会規則	
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	1
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	2

教育委員会規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第2号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立清水高等学校の項中

普通科 普通科

を

未来共創科 普通科

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立清水高等学校の全日制の課程の普通科（以下この項にお

いて「全日制の課程の普通科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、令和9年3月31日に全日制の課程の普通科に在学する者が全日制の課程の普通科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第3号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の宿毛市の項を削り、同表の1級の高岡郡の津野町の項を次のように改める。

津野町	中央小学校	平成17年2月1日
	東津野中学校	〃
	葉山中学校	平成28年4月1日
	津野町立東津野学校給食センター	平成17年2月1日

別表第2の宿毛市の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高知県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第4号

高知県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館の」を「博物館（法第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。）の」に改める。

第5条の見出しを「（高知県博物館登録審査会）」に改め、同条第3項中「学識経験者」を「学識経験を有する者」に改め、同条第6項中「前2項」を「第4項から前項まで」に、「審査会が」を「委員長が審査会に諮って」に改め、同項を同条第13項とし、同項の前に次の6項を加える。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

9 会議の議長は、委員長が当たる。

10 会議は、委員の総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

11 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 審査会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

第5条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「委員長」を「委員長及び副委員長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 審査会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県博物館の登録に関する規則第5条第8項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる同項の会議は、高知県教育長が招集する。